



広報

2009
3/10

No.535

あ

い

づ

ば

ん

げ



雑穀料理講習会

「看護婦」「看護士」が「看護師」と呼ばれるようになって数年たちますが、男性の看護師はまだまだ少数派のようです。

現在、坂下厚生総合病院には四名の男性看護師が働いています。その中のひとり、板橋隼人さんにお話を伺いました。



板橋 隼人 さん
(五番出身)

「看護師という職業を選ばれたきっかけは何ですか？」

父が消防士で、小さい頃よく救急車を見せられていました。そのため、人の命を救う仕事に興味を持ち、自分も何か人の役に立つことをしたいと思っていました。そして中学校の時、それまで女性しかないと聞いていた看護婦という職業に、男性もなれるというのを先生から聞いて目指すようになり、高校卒業後看護学校に入学しました。

「女性が多い環境で、とまどいはありませんでしたか？」

看護学校に入ると、クラス40人のうち男性は4人。全体でも10人だけで、周りが少なかったり、恥ずかしかったりしましたが、勉強していく上では特に支障はありませんでした。少人数のせいかな男子の団結力は強く仲良しで、今でも付き合いが続いています。

看護師になってからも環境は変わりませんが、少数派ということと勤務希望がなかったり、先輩方にやさしくしてもらったりしています。力仕事などで頼りにされることもありますね。

「仕事をしている中で、壁を感じることはありませんか？」

産婦人科への男性看護師の配置はなく、看護学校の実習のときも、見学すらさせてもらえませんでした。「男性の産婦人科医はいるのに、どうして？」と感じることがあります。

また、救命で若い女性が運ばれてきた時は、気を遣ってしまい、同僚の女性看護師に代わってもらったこともあります。

「今後の目標を聞かせてください」

前の病院では救命救急、現在は手術室に勤務しています。看護師としての幅を広げるためにも、患者さんとより多く触れ合える病棟勤務を経験したいですね。

また心肺停止状態で運ばれて来る患者さんなどを診ていると、もっと世間一般に、心肺蘇生法が普及してほしいなと思います。そうすれば、救われる命もさらに多くなると思います。自分もそのために何かできることをしていきたいと思っています。

「同じ道を目指す後輩たちへ、メッセージをお願いします」

救命や手術室での勤務は、男性でも過酷な仕事です。なぜ今まで女性だけだったのか、と不思議に思うくらいです。

今まさに医療現場は男性看護師の力を必要としています。必要とされているからこそ、やりがいもあります。ためらわずに飛び込んでほしいですね。

後輩の男性看護師が入ってくると、弟みたいでかわいくてしょうがないんです。(笑)

「インタビューの感想」

現在、別の病院で看護師をされている奥さんと一才の息子さんと三人暮らしの板橋さん。当たり前のように家事を分担し、夜勤のある奥さんを送り出し、息子さんと二人きりの夜もよくあるそうです。職場でも、家庭生活でも、何事にも自然体で前向きに取り組んでいる様子が、とてもさわやかで好印象でした。そして、本当にこの仕事に就いてよかったと実感しているそうです。

「生きがい・やりがい」があるということ、人を前向きにし、困難な状況もプラス思考に変える力があるんだ、ということを感じました。

(男女共同参画推進会議)

副委員長 佐藤 勇枝



平成二十年度

会津坂下町民憲章推進章贈呈式



明るく住みよい会津坂下町を築く道
しるべとして「会津坂下町民憲章」が
制定されています。

その推進のためにふさわしい活動を
された個人、及び団体を対象に、毎年
推進章を贈呈しています。

今年度は次の方々に贈呈されました。

○第一中学校 三年生

「華花の絵はがき」作成に取り組
み、町内のお年寄りにプレゼントし
ました。

○新栄町婦人会

町道両幹線の花の植栽や除草等の
美化活動等を実施しています。

○第二中学校 吹奏楽部

平成十五年度より老人保健施設
「なごみ」での慰問活動を行って
います。

会津坂下町民憲章

わたくしらは、美しい自然のなか
はぐくまれ、未来に向かってたくましく
生きる会津坂下町民です。

わたくしらは、先人のすぐれた心
をうけつぎ、町民としての自覚と誇り
をもって協力し、平和で希望にみちた
まちづくりのために町民憲章を定めます。

一、自然を愛し、緑豊かな美しい
まちをつくりましょう

一、互いに助け合い、心のふれあ
うまちをつくりましょう

一、健康で働き、活力ある
まちをつくりましょう

一、きまりを守り、明るく住みよ
いまちをつくりましょう

一、教養を深め、文化の香り高
いまちをつくりましょう

昭和六十年八月一日制定

下水道(公共下水道・農業集落排水施設)への接続をお願いします

会津坂下町では、生活環境の改善及び公共用水域の保全を図るため、公共下水道事業及び農業集落排水施設整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業を行っています。

公 共下水道事業は、現在坂下東処理区の管渠整備を実施していますが、平成21年4月より新たに古坂下、桜木町の一部が供用開始となります。(図面参照)

農 業集落排水施設整備事業では、喜多方市が主体で整備した「真木・津尻処理区」が平成21年2月より供用開始となり、会津坂下町では津尻地区が接続できるようになっています。

公共下水道「坂下西処理区」・「坂下東処理区」、農業集落排水施設「合川処理区」・「八日沢処理区」・「真木・津尻処理区」の供用開始区域内にお住まいの皆さんは、下水道の役割と目的をご理解いただき、早期の接続をお願いします。



※供用開始区域や下水道で不明な点がありましたら、なんでも結構ですのでご連絡ください。
 ※ご家庭の下水道工事(排水設備工事)は、町指定店(建設業、設備工事店等)以外は工事ができません。

申し込み・問い合わせ先 建設部 上下水道班 TEL84-1531



平成21年度 農作業標準賃金協定額

農業委員会は、町内各農業関係機関団体との協議のうえ、標準協定額を決めました。

☆消費税込みの料金となります

作業種類	単 位	標準協定額	備 考
田 耕 起	10a	※ 4,200円	
畑 耕 起	10a	※ 4,200円	2回耕起の場合は6,300円
水田転作田耕起	10a	※ 6,300円	1回耕起の場合は4,200円
代かき(橋代迄)	10a	※ 6,300円	
く ろ つ け	10m	525円	
育 苗	1箱	完成苗 630円	
		発芽苗 420円	
直播(点播・条播)	10a	4,200円	種もみ代(コーティング含む)は委託者もち
苗 運 搬	10箱	525円	
機 械 田 植	10a	※ 5,250円	側条施肥は1,050円増し
一 般 農 作 業	1時間	800円	不課税
機 械 防 除 散 布	10a	※ 1,050円	肥料単品につき(農業資材は委託者持ち)
畦 畔 草 刈 り	10m	315円	草の処分は委託者が行う
コンバイン(刈取)	10a	※ 17,850円	倒伏田・特殊田は当事者協議のこと
籾 運 搬	10a	2,100円	
籾 乾 燥 調 製	製品(玄米) 1俵(60kg)当り	1,365円	籾殻処理等を含む
麦	刈 取	10a	10,500円
	乾燥・調製	製品1kg当り	21円
	運 搬	10kg	105円 地区外に運搬した場合
そ ば 刈 取	10a	6,300円	乾燥・調製・運搬については麦に準ずる
大 豆 刈 取	10a	10,500円	
ロールベアラー	1個	263円	ひも代含む
精 米	30kg当り	500円	

- ★ ※印の作業において、10a以下の圃場については、10%増しとする。
- ★ コンバインによる倒伏田の料金については、倒伏率分を増額するものとする。
(例：倒伏率10%＝10%増し・倒伏率30%＝30%増し・倒伏率100%＝100%増し)
- ★ 圃場条件や労働能力に差異があって、標準料金によりがたい場合は、当事者間でその都度、調整してください。
- ★ 調整水田の田植・刈取作業については、作付け面積の料金とする。

会津坂下町農業委員会 TEL84-1534